

仕 様 書

1 件名

東京都立大学オンライン日本語学習システムの利用（単価契約）

2 目的

東京都立大学（以下「本学」という。）では、日本での就職や母国帰国後に日本との懸け橋になることを目指す留学生（主に大学院生）を対象とした単位取得を目的としない日本語講座を開講する。本講座では、日本語講師による双方向型教育で「アウトプット」型の授業科目と、e-ラーニングを活用したレベル別のインプット学習を組み合わせた日本語教育プログラムを実現する。

3 履行期間及び期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行場所

東京都八王子市南大沢1-1 東京都立大学南大沢キャンパス

東京都日野市旭が丘6-6 東京都立大学日野キャンパス

東京都荒川区東尾久7-2-10 東京都立大学荒川キャンパス

5 支払方法

半期ごとの実績払いとする。前期（4月～9月）及び後期（10月～3月）の各作業完了後、「委託完了届」を本学担当者へ提出し、検査を受けること。検査合格後、適正な請求書が提出されてから60日以内に支払う。

6 システム要件

利用するシステムは以下の要件を満たし、かつ、特別なアプリケーション等をインストールする必要なく、ウェブブラウザにより使用できるものであること。

(1) 学習コンテンツ

ア VOD（ビデオオンデマンド）形式を主体としたコンテンツであること

イ 日本語能力試験（JLPT）のレベル別（N1～N5）教材に加え、ビジネス日本語教材が提供されていること

ウ 日本語能力試験（JLPT）のレベル別（N1～N5）にテスト教材が整備され、学習到達度を容易に把握できること

(2) 学習管理機能

ア 管理者（教員）が受講者の学習状況（受講時間、回数）と学習成果（テスト結果）を確認できること

イ 管理者（教員）が、本システムを利用して、バーチャル・クラスを設定でき、クラスごとの受講者数、出欠の管理等を容易に行えること

(3) 使用環境

原則として、以下の使用環境において、正常に表示・操作が行えること。また、一般的なタブレット端末・スマートフォンにおいても画面サイズに応じた適切な表示が行えること。バージョンは、2021年春時点の最新バージョンを基本とする。

- Windows (Edge、Chrome、IE11、Firefox)
- MacOS (Safari、Chrome、Firefox)
- Android 端末 (Android のブラウザ (標準ブラウザ)、Chrome)
- iOS 端末

7 保守・運用要件

導入後の保守及び運用について以下のとおり対応すること。

(1) 保守要件

障害が発生した場合等の問合せ対応窓口を設定し、窓口へのアクセス方法等について担当教員へ周知すること。ただし、問い合わせは本学教員が集約し、日本語にて行う。

(2) セキュリティ要件

ログイン画面等個人情報を入力する画面においては、SSL 等を使用し暗号化を行うこと。

(3) 操作支援

ア 管理者（教員）及び受講者（学生）それぞれに向けた操作マニュアルを用意すること。受講者向けマニュアルは英語にも対応していること。また、オンラインで操作方法を参照できる機能を有していること。

イ 運用開始時に、受講者を対象とした基本的な操作説明会を前期及び後期それぞれ 1 回ずつ（計 2 回）、日本語及び英語にて実施すること。なお、英語での説明については、本学教員がサポートを行うため、事前に調整すること。

8 納品物及び納品期限

(1) アカウント

ア 管理者アカウント

教員が利用する管理者用アカウント 2 ID×12 か月分を、契約締結後速やかに用意すること。

イ 受講者アカウント

受講者となる学生が利用するアカウントを 1 月当たり 50~100ID 程度×12 ヶ月確保すること。ただし、使用する ID は月によって変動し、1 ヶ月単位当たりの総 ID 数をその月の利用者数とする。アカウントは、受講者が受託者の指定する申請手続きを行ってから 1 週間以内に利用可能となるよう対応すること。

ウ アカウント数

前項ア及びイのアカウント数については想定数量であり、本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注することはできない。また、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。契約満了時に発注金額が推定総金額に満たない場合であっても、契約期間の満了をもってこの契約は終了する。なお、いずれの場合であっても、受託者は異議を主張できないものとする。

(2) 操作マニュアル

管理者及び受講者向けのマニュアルを WEB 画面上で閲覧できるようにすること。管理者向けについては、契約締結後速やかに、受講者向けについては 2021 年 4 月 1 日時点で閲覧できるようにすること。

9 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 その他

- (1) 本契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、別紙「東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書」のとおりとする。また、受講者 ID に紐づく個人情報は、システムの利用が終了した時点で速やかに削除し、半期ごとに「削除報告書」を提出すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

11 担当

東京都公立大学法人東京都立大学管理部国際課

国際連携係 石田・吉田

電話 042-677-1111（内線 5717・5724） FAX 042-677-5644

東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

(基本的事項)

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

(資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

(再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。